

# 新潟市と株式会社 ABC Cooking Studio との連携協定書

新潟市(以下、「甲」という。)と株式会社 ABC Cooking Studio (以下、「乙」という。)は、相互の連携強化と地域活性化を円滑に推進するために、以下のとおり、連携協定(以下、「本協定」という。)を締結する。

## (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に相互の連携を強化しながら、それぞれの持つ物的・人的・知的資源を有効活用し、食のブランド力強化を通じた一層の地域活性化を図ることを目的とする。

## (連携協力事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の項目について協力する。

- (1) 地域食材のブランド力強化や販路拡大に関すること
- (2) 食育・健康づくりの推進、食文化の振興に関すること
- (3) 観光振興に関すること
- (4) 人材交流・人材育成に関すること
- (5) その他相互の協議により必要と認められる事項

## (秘密保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携、協力において得られた情報を、第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、協定期間中、または協定期間終了後を問わず、相互の事前承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

## (協定内容の変更または解除)

第4条 甲または乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更または解除を行うものとする。

## (反社会的勢力の排除による解除)

第5条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかの項に違反していると合理的に判断した場合は、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、また、自己の債務の履行提供をせずに、直ちに契約の全部または一部を解除することができる。また、これにより損害が生じた場合は、相手方が賠償するものとする。

- (1) 甲及び乙は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ
  - ⑥ その他前各号に順ずるもの

(2) 甲及び乙は、現在または将来にわたって、前号の反社会的勢力と密接な交友関係にある者(以下、「反社会的勢力等」という。)と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないこと。

- ①反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ②反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
- ③反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ④その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

(3) 甲及び乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないこと。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

(有効期限)

第6条 本協定の有効期限は、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期限満了の前月末日までに甲または乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙は誠実に協議を行う。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

令和7年2月5日

甲 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1  
新潟市  
新潟市長

中 原 八 一

乙 東京都千代田区丸の内 3-1-1 国際ビル B2F  
株式会社 ABC Cooking Studio  
代表取締役社長

志 村 な る み